写

5消安第3904号
5農産第2556号
令和5年10月4日

北海道農政事務所消費・安全部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
各地方農政局消費・安全部長
各地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
殿

（農林水産省）消費・安全局農産安全管理課長
農産局園芸作物課長
農産局果樹・茶グループ長

摘果、間引きされ、食用に供される農作物に対する農薬の適正使用について

農薬の適正使用については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）等により、ラベルに記載されている適用農作物、使用方法等を十分に確認し遵守すること等について、農薬使用者への指導をお願いしているところです。

りんご、かんきつ等については、インターネットのフリーマーケットサイト等において、生産段階で摘果されたものが食用、加工用として販売されていることが見受けられます。

つきましては、摘果又は間引きされ、食用に供される農作物への農薬の適正使用に関して、特に下記の点について生産者に周知、指導するよう、貴局管内都道府県に対して指導いただくようお願いします。

記

1．農薬の安全かつ適正な使用のため、農薬ラベルに表示された適用農作物及び使用方法（使用時期、使用回数等）、使用上の注意事項等を確認し、遵守すること。

特に、生産段階で摘果、間引きした農作物を食用に供しようとする場合には、摘果、間引きの時点で、使用した農薬のうち、使用時期に「収穫前日数」が定められているものについて、収穫前日数以上の日数が経過していることを確認すること。

2．また、摘果、間引きされる農作物は、通常どおり収穫して販売されるものに比べて小さく、農薬の残留濃度が高くなる可能性があることから、食用に供しようとする場合には食品衛生法で定められた農薬の残留基準を満たすことを確認した上で出荷すること。